

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

板橋区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により板橋区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により板橋区を被告として（板橋区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

文京区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により文京区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により文京区を被告として（文京区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

北区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により北区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により北区を被告として（北区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

江東区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により江東区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により江東区を被告として（江東区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

千代田区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により千代田区長に異議申立てをすることができます。
2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により千代田区を被告として（千代田区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

中央区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久正



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により中央区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により中央区を被告として（中央区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

新宿区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により新宿区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により新宿区を被告として（新宿区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

港区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により港区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により港区を被告として（港区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

台東区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長・高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により台東区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により台東区を被告として（台東区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

墨田区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により墨田区長に異議申立てをすることができます。
2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により墨田区を被告として（墨田区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

品川区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により品川区長に異議申立てをすることができます。
2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により品川区を被告として（品川区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

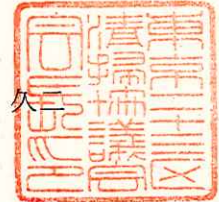
代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

目黒区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により目黒区長に異議申立てをすることができます。
2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により目黒区を被告として（目黒区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

大田区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により大田区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により大田区を被告として（大田区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

世田谷区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久三



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により世田谷区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により世田谷区を被告として（世田谷区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目 10 番 3 号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可します。

平成 17 年 7 月 27 日

渋谷区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

1 許可年月日 昭和 47 年 4 月 1 日

2 許可の期限 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

3 許可の条件

- 1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法の規定により渋谷区長に異議申立てをすることができます。
- 2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により渋谷区を被告として（渋谷区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

中野区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 ~~許可の期限~~ 年 月 日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により中野区長に異議申立てをすることができます。
2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により中野区を被告として（中野区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

杉並区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により杉並区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により杉並区を被告として（杉並区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

豊島区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年____月____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により豊島区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により豊島区を被告として（豊島区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

荒川区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により荒川区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により荒川区を被告として（荒川区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

練馬区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久二



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により練馬区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により練馬区を被告として（練馬区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

足立区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により足立区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により足立区を被告として（足立区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

葛飾区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久正



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により葛飾区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により葛飾区を被告として（葛飾区長が被告の代表者になります。）提起することができます。

許可番号 許可し浄第7号

許 可 証

住 所 東京都板橋区舟渡二丁目10番3号

氏 名 太盛運輸株式会社

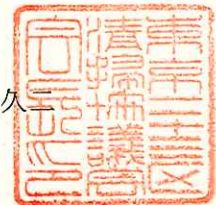
代表取締役 小泉 雅義

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

浄化槽清掃業については、浄化槽法第35条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成17年 7月 27日

江戸川区長の名において
東京二十三区清掃協議会 会長 高橋 久



記

- 1 許可年月日 昭和47年4月1日
- 2 許可の期限 _____年 _____月 _____日まで
- 3 許可の条件

1 この許可について、不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法の規定により江戸川区長に異議申立てをすることができます。

2 この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により江戸川区を被告として（江戸川区長が被告の代表者になります。）提起することができます。